第四十一条第十二項中「認定住宅控除率」を「認定住宅等控除率」に、「とする」を「とし、居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合には〇・七パーセントとする」に改め、同条第十三項中「同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間の各年（同日」と、「第二十項」を「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間」と、「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十三項、第二十六項及び第二十九項」を「第二十六項、第二十九項及び第三十二項」に改め、同条第十六項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に、「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に、「同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間の各年（同日」と、「第二十項」を「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）」とあり、及び第二十二項」に、「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十六項及び第二十九項」を「第二十九項及び第三十二項」に改め、同条第十七項中「認定住宅等の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同条第三十一項から第三十四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三十項中「家屋（」を「家屋で」に改め、「又は経過年数基準」を削り、「に限る。）で」を「として」に、「第四十一条の十九の三第六項若しくは第八項」を「第四十一条の十九の三第四項若しくは第六項」に、「第二十六項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項第一号中「第十八項」を「第二十項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項第三号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に、「第二十九項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第二十六項」を「第二十九項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第二三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　個人が、国内において、住宅の用に供する家屋でエネルギーの使用の合理化に資する家屋に該当するもの以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「特定居住用家屋」という。）の新築又は特定居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該特定居住用家屋を令和六年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

第四十一条第二十一項中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第一項に規定する」を「第一項に規定する特定増改築等とは、同項に規定する宅地建物取引業者が家屋（同項の当該宅地建物取引業者からの取得前二年以内に当該宅地建物取引業者が取得をしたものに限る。）につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であつて、当該工事に要した費用の総額が当該家屋の同項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であることその他の政令で定める要件を満たすものをいい、同項に規定する」に、「、第三項又は第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項の次に次の二項を加える。

18　個人が、国内において、住宅の用に供する家屋のうち小規模なものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特例居住用家屋」という。）の新築又は特例居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）をした場合には、当該特例居住用家屋の新築等は第一項に規定する居住用家屋の新築等に該当すると、当該特例居住用家屋はそれぞれみなして、同項、第二十九項及び第三十二項の規定を適用することができる。ただし、第一項に規定する適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

19　個人が、国内において、特例認定住宅等（特例居住用家屋に該当する家屋で次に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の新築又は特例認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例認定住宅等の新築等」という。）をした場合には、当該特例認定住宅等の新築等は第十項に規定する認定住宅等の新築等に該当するものと、当該特例認定住宅等は同項に規定する認定住宅等と、当該特例認定住宅等で第一号又は第二号に掲げるものは第十一項第一号に規定する認定住宅と、当該特例認定住宅等で第三号に掲げるものは同項規定する特定エネルギー消費性能向上住宅と、当該特例認定住宅等で第四号に掲げるものは同項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅とそれぞれみなして、同項、第二十九項及び第三十二項の規定を適用することができる。ただし、第十項に規定する認定住宅等特例適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

一　住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの

二　住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの

三　前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの

四　前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの

第四十一条の二第一項中「認定住宅等特例適用年」を「認定住宅等特例適用年」に改め、同項第二号中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」を「つき同項」を「つき同項前段」に改め、同条第二項第二号中「認定住宅等借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に、「認定住宅借入限度額」を「認定住宅等借入限度額」に、「認定住宅等控除率」を「認定住宅等控除率」に改め、同条第三項中「認定住宅を」を「認定住宅等を」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号イ中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　当該居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものと居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものとがあるとき　居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当する住宅の取得等と居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅等借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、当該区分をした住宅の取得等を認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等）